

## 会 議 録 (1)

会議の名称	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会
開催日時	平成28年6月23日(木) 開会 午前10時 閉会 午前11時00分
開催場所	飯能市役所別館 危機管理会議室
議長氏名	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会長 大沼 洋一
出席委員	大沼 洋一 近藤 隆彦 市川 好子 児嶋 雅子 志田 朝夫 島田 利二 福田 祐子 松下 明男
欠席委員	なし
説明者の職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収税課 新井主査</li> <li>・介護福祉課 村上主任</li> <li>・まちづくり推進課 小見山主任、松野主事</li> <li>・建築課 山崎主査</li> <li>・学校教育課 大坂主幹</li> </ul>
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画総務部長 鈴木 弘智</li> <li>庶務課長 嶋田 一幸</li> <li>庶務課主査 長谷部 雅</li> <li>庶務課主任 示野 真敏</li> </ul>

## 会 議 録 (2)

### 議事の内容 (経過)・決定事項

#### 審 議

- (1) 個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について (報告)  
(個人情報保護条例第7条関係)
  - ・新規に届出された業務、変更又は廃止された業務について事務局から報告があった。
  
- (2) 平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について (報告)
  - ・平成27年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告があった。
  
- (3) その他
  - ・「飯能市情報公開条例」、「飯能市個人情報保護条例」及び「飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例」の一部改正について、事務局から報告があった。

## 会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
庶務課長	<p>定刻前ですが皆様おそろいですので、飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会を開会します。まず、企画総務部長から御挨拶をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画総務部長あいさつ</li> <li>・事務局職員の紹介</li> <li>・各委員の自己紹介</li> <li>・会長の選出 (大沼委員 選出)</li> <li>・職務代理の指名 (近藤委員 指名)</li> <li>・審議会の所掌事務の概要の説明 (「参考1、2」参照)</li> </ul>
庶務課長	<p>それでは、次第に沿って審議に入りたいと思います。ここからは、会長に議事の進行をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、審議に入ります。最初に、5審議の(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について(報告)、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>飯能市個人情報保護条例第7条に基づく個人情報の収集等に係る業務の届出について、事務局から報告します。飯能市個人情報保護条例第7条では、実施機関は個人情報の収集等に係る業務を新たに開始又は変更、廃止しようとするときは、その内容を届け出て、審議会に報告しなければならないとされています。資料1を御覧ください。</p> <p>—資料1のとおり届出のあった業務の件数を報告—</p> <p>また、資料にはありませんが、昨年度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が施行されたことにより、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されたことに伴い、いくつかの業務において、法律上、収集する個人情報の記録内容に個人番号を追加する必要が生じることとなりました。そのため、平成28年1月1日から新たに個人番号を利用することとなった業務について、個人情報の収集等に係る業務の変更届出等が多量に提出されています。なお、届出のあった個人番号を取り扱う業務の件数は、全部で100件です。これらは、全て法に規定されている事務に関するものです。これらについては、資料が非常に大部となるため、資料の添付は割愛して、この場で件数のみの報告としますので御了承ください。</p> <p>それでは、配布している資料にある届出のあった業務について、質問があればお願いします。なお、企画調整課、保険年金課、会計課、生涯学習課の廃止に係る届出については、説明のための担当者は出席していません。新たに始める業務ではないため説明者はいませんが、御了承ください。</p>

会長 委員	事務局からの報告について、何か質問はありますか。 廃止について、既に廃止の日付が過ぎているものと平成31年など未来の日付のものがあります。まず、廃止された事務の文書の取扱いについて教えてください。また、個人情報の保護管理者が記載されているものと記載されていないものがあります。何か違いがあるのか教えてください。
庶務課主査	まず、廃止された事務の文書の取扱いについてですが、市の文書の取扱いについては、市長が定めている飯能市文書管理規則に基づいて管理しています。それぞれの文書は、重要度などにより、1年、3年、5年、10年、永年といった保存年限が決まっています。廃止した事務の文書についても重要度により保存年限が決まっています。各所属の事務室又は外部の書庫に預けることにより保管されています。そして、保存年限が満了した文書は、郷土館が歴史的に価値がある文書の有無を選別した後に、個人情報を守ることができる機密文書溶解処理業者を庶務課で選定して、1年に1回、その業者に一括で溶解を委託しています。最終的には、溶解された文書は、再生紙としてトイレットペーパーになるという文書のライフサイクルで処理されています。
庶務課主任	個人情報保護管理者の記載につきましては、記載漏れと思われます。特に、記載の有無に差異があるわけではありません。事務局での確認からも漏れていました。今後、注意していきます。
委員	では、廃止の年月日が平成31年など未来になっているものは、その時点まで文書管理規則に基づいて文書が保管されるということですか。
庶務課主任	はい。廃止の年月日が未来になっているものは、保存年限がその時点までということです。
委員 庶務課主任	文書の廃棄の際は、個人情報保護の契約などを行っているのですか。 業務を依頼する際の仕様書に個人情報保護などについて記載しています。また、毎年ではありませんが、文書管理の担当者が廃棄の作業を実際に見たことがないといったことなどが無いように、文書管理の担当者による溶解処理の立会いなども行っています。
会長	廃棄の際に、業者は文書の中身を見ることができないようになっているのですか。
庶務課主任	こちらの機密文書溶解処理業者は、荷台の屋根の閉じる型のトラックで文書をダンボールごと搬出して、ダンボールのまま溶解のための釜に入れますので、中身は一度も開きません。
会長 庶務課主査	保存年限までは、文書はどこに保管しているのですか。 通常は事務室ですが、事務室だけでは置ききれないので、日高市にある文書保管倉庫業者に文書保管業務を委託して預けてあります。
会長	他に質問はありますか。ないようですので、続いて、(2)平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）、事務局から報告をお願いします。
庶務課主任	平成27年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について概要を報告します。情報公開条例と個人情報保護条例では、その運用

状況を公表することとなっています。資料2を御覧ください。2ページの表1を御覧ください。情報公開条例の運用状況について、公文書の開示請求・申出の件数は、24件でした。平成26年度が28件でしたので、4件の減少となりました。内訳は、3ページに一覧が載っています。議会に対するものが1件、市長に対するものが22件、教育委員会に対するものが1件でした。詳細は、5ページから8ページまでに一覧が載っています。このなかでは、市民生活部と建設部に関するものが、合わせて14件と多くなっています。次に、個人情報保護条例の運用状況について、9ページを御覧ください。平成27年度の個人情報の収集等に係る業務の届出件数は、表6のとおり、開始49件、変更86件、廃止42件でした。個人情報の目的外利用と外部提供の届出件数は、表7のとおり、目的外利用は3件、外部提供は0件でした。自己情報の開示請求は38件で、10ページから14ページまでに一覧が載っています。次に、情報公開及び個人情報保護審査会について、15ページを御覧ください。平成27年度は、異議申立てはなく、審査会は開催されませんでした。次に、審議会等の会議公開の運用状況について、18ページを御覧ください。表10のとおり、傍聴者のあった会議は11あり、延べ22人が傍聴されました。水道事業運営審議会に傍聴者が多かったようです。簡単ですが運用状況についての報告は以上です。

会長

事務局からの説明について、何か質問はありますか。では、私から。9ページの個人情報の目的外利用の3件は、どういった内容のものですか。

庶務課主任

この目的外利用のうち2件は、資料1の9ページのまちづくり推進課の「空き家実態調査」と、同資料の17ページの学校教育課の「名栗幼稚園保育料関係事務」のものであります。まちづくり推進課の目的外利用は、空き家の実態調査に当たり、市内の閉栓している水栓の情報を水道業務課から目的外利用するものです。こちらは、空き家の調査に当たり、法令上、調べることができることとなっているため、目的外利用をしています。学校教育課の目的外利用は、名栗幼稚園の保育料の算定などのために、市民税課から税情報を本人の同意に基づいて目的外利用するものです。もう1件は、平成27年度中に提出のあったもので、数に誤りがないことに間違いはないのですが、再度、確認をします。

会長

他に質問はありますか。よろしいですか。では、審議(3)その他について、事務局から何かありますか。

庶務課主査

(3)「その他」として、平成27年度中にあったこの審議会に関連がある「飯能市情報公開条例」、「飯能市個人情報保護条例」、「飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例」の3つの条例の改正について報告します。まず、資料3を御覧ください。昨年6月に開催したこの審議会で、個人情報保護条例をいわゆる番号法の規定と適合させるための改正を平成27年9月の市議会定例会に提案する予定である旨を報告しました。こちらについては、予定どおり9月議会で改正しました。改正内容は、番号法の制度と個人情報保護条例の内容を適合させるためのもので、具

体的には、市の職員が個人番号を取り扱う際に、通常の個人情報よりも厳格に取り扱わなくてはならないなどの厳しい規定を条例に定めました。次に、資料4を御覧ください。こちらは、行政不服審査法の改正に伴う改正です。行政不服審査法の内容ですが、行政庁が行った処分に対して不服がある場合に、その処分に対して再考を促すために行政庁に対して不服の申立てができる制度です。この法律が平成26年に改正され、平成28年4月1日から新法が施行されました。新法では、行政不服審査に関する文言の改正や不服の審査の手続について大きな改正が行われました。そこで、改正された法律の規定に合わせるため、関係する条例を改正し、この審議会に関連する「飯能市情報公開条例」、「飯能市個人情報保護条例」、「飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例」の3つの条例についても改正しました。改正内容は、先ほど説明したとおり、文言の整理や新法における不服の審査の手続と整合させるための規定の整備などです。なお、本改正のうち、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正において、新行政不服審査法の制度趣旨に鑑み、審査会の事務局を変更しました。資料4の2「主な制定内容」の(5)を御覧ください。従来は、情報公開、個人情報保護に関して、この審議会のほかに、審査会についても、庶務課が事務局となっていました。この点について、さらに説明します。改正前の行政不服審査法では、不服の申立てがあった場合、その審査を行うべき部局等についての具体的な規定はなく、おそらく、どこの自治体も同じだと思いますが、処分をした原課が不服申立てについて審査をしていました。しかし、このような従来制度では、処分をした原課自体が審査をしても処分の内容が変わることは考えにくく、公正ではないとの世論があったため、新法では、処分に関わっていない課・職員が審査を行う制度へと法律の趣旨が変わりました。現在、情報公開の公開決定や自己情報の開示決定については、庶務課を中心に運用していますが、新法の趣旨に合わせるため、情報公開の公開決定や自己情報の開示決定に関する処分に深く関わっている庶務課が審査に関わることがないようにし、公正さを保つために、新たに設けた処分に関わらない課である行政不服審査室が審査会の事務局となるよう変更しました。説明は以上です。

会長  
委員

事務局からの説明について、何か質問はありますか。

資料3の個人情報保護条例の一部改正については、すでに改正されているということですが、特定個人情報の取扱いについて、マスコミなどでも報道され、市民も危惧しています。単に庶務課だけで条例を改正したということではなく、所管が分散されていて、システムのこともあり、庁内で全庁的に体制を組んで検討などをしたと思います。その中の取組経過やいきさつなどを教えてください。

庶務課主査

飯能市のマイナンバー制度の取りまとめの所管は企画調整課で、企画調整課を中心としてマイナンバー制度に関する庁内の検討委員会を作っています。その作業部会では、各課から代表として関係する課の担当のリーダーが出席して、マイナンバー制度について昨年度から検討してき

ました。議論の内容ですが、マイナンバー制度は法律により実施されることが決まっているため、法律に基づく事務のシステムの改修等は、当市でも法律のとおり進めなくてははいけませんので、各課が責任をもって、法律に基づく事務としてどのようなものがあるかの洗い出しをして、システムの改修や市民への周知を行っていくこととなりました。その外に、法律に基づかない事務で、飯能市が独自でマイナンバーを利用する、いわゆる独自利用が法律上できることとなっていますが、そのマイナンバーの独自利用についても検討してきました。マイナンバー制度では、マイナポータルという個人が自分の個人番号がどのように使われたか等を確認できる制度がありますが、この制度が、本来、平成29年1月から開始されることとなっていたところ、平成29年7月に延期になるといった内容の報道などもされていて、具体的に個人番号をどのように活用していくかについて、市としては、なお検討を要する状況です。そのため、独自利用についても、まだ検討が必要な状態と考え、現在、飯能市としての独自利用を行うものは決まっています。いずれ、個人番号カードの普及が進むなど個人番号に対する理解が深まれば、個人番号を利用して行政コストを削減できるのは間違いがないことですので、独自利用については、現在も検討しているところです。今のところは、例えば障害者に対する給付の事務や児童手当などの法律に基づく事務など、これらの法定の事務については、国から個人番号を使うように指定された事務であり、市として実施しないことはできないので、市民の方をお願いをして個人番号の収集をしています。

委員

生活に密着した有効なインフラであり、重要な意義があると思いますが、安心・安全をモットーにしながら様々な仕組みを講じて、それらを守っていく必要があると思います。また、生活に関わって、銀行や金融などの関係でもいずれ利用が広がるかと思いますが、そういったものを市民が自分で勉強して調べるとするのは難しいですので、市に対しての問合せもあると思います。そのような問合せの窓口は、企画調整課になるということでしょうか。

庶務課主査

はい。基本的には、企画調整課が問合せの窓口となります。企画調整課では、生涯学習課で行っている市民の方向けの出前講座で、市民の方からマイナンバーについて勉強会の要望があれば、職員が出向いて説明を行うといった機会も設けています。

委員

生活に密着した制度ですので、周知は不断に行ってもらいたいです。私も参考書を読んできましたが、もっともな内容の制度なのですが、市政の運営の中で定着してこなくては意味がありません。また、安心・安全で正確な、また公正な運用となるようにお願いします。

会長

他に質問はありますか。では、私から。まず、資料3の2(2)「その他の措置」について、オンライン結合を可能とするとありますが、そのオンライン結合の具体的な内容、例えば、職員の人的範囲をどのように制限しているのか、セキュリティ対策についてはどのような対策をとっているのかについて教えてください。もう1つ、開示請求について任意代

理を認めるとありますが、こちらの場合によっては悪用のおそれがあります。例えば、委任状などの添付資料に厳格なものを要請しているのか、また、代理人自体の範囲について何らかの制限を設けているのかについて、任意代理の必要性と絡めて説明してください。

庶務課主査

1つめのオンライン結合のセキュリティの関係ですが、オンライン結合は、平成29年7月から開始される予定である旨の国からの通知が来ています。そして、オンライン結合が可能になると、飯能市以外の市や国の行政機関などとオンラインで個人情報の連携がされることとなります。ですが、実は、どのようなシステムで行うべきかといった具体的な内容の指示は、国からまだ来ていません。一方で、この件はICT担当が中心になって取り組んでいます。ICT担当からは、飯能市では、各個人に1枚ずつカードを渡して、そのカードを各パソコンに設置したカードリーダーに入れて、誰が、いつ、どの個人情報を閲覧したか、はっきりと分かるようなシステムを考えていると聞いています。業者や一般の市民の方が不正に執務室に入って不正に個人番号を見るといった事態を防ぐ意味で、そのような安全管理措置をICT担当では考えているとのこと。2つめの任意代理の関係ですが、個人情報はあくまでも本人の情報ですので、今まで、個人情報保護条例では、条文上、法定代理のみを認め、基本的には任意代理は認めていませんでした。一方で、個人番号については、番号法で任意代理を認めることとなっていますので、市でも任意代理を認める内容で条例を改正しました。任意代理の制度の悪用の可能性は国も承知していて、添付書類については、具体的には、委任状の外に、代理人の身元確認書類としての免許証や個人番号カードなど、本人の番号を確認するための書類として本人の個人番号カードなど、省令で確認書類が定まっています。庶務課でも、悪用が起きないように、昨年、全職員に対して研修を行い、任意代理が認められようになること、省令等で必要書類等をよく確認して自分が窓口で何を確認しなくてはいけないかを必ず把握しておいて、平成28年1月1日からの個人番号の利用について備えておくことなどの周知をし、今のところ飯能市では特に大きな問題は起きていません。

会長

基本的に国がルールを決めて、そのルールにのっとって運用をするということですから大丈夫なのでしょうが、やはり、内容を知らないと心配です。1人1人にカードを渡して、そのカードを紛失して悪用されたらどうするのか。本人確認の外に、委任状を間違いなく本人が作成したことの確認のために、例えば、印鑑登録証明書を添付させるなどの措置も必要なのではないかと感じます。いずれにしても、これは市だけの問題ではなく、国の問題だと思いますので、新しい情報が入ったら教えてもらいたいです。それでは、審議事項審議(3)その他について、委員の皆さんから何かありますか。よろしいですか。それでは、本日の審議は終了しますので事務局からお願いします。

委員

確認させてください。今日の配布資料の取扱いについて、留意事項などはありますか。



庶務課主任	本日の資料は、公開対象のもので、特に資料2の運用状況の報告は、ホームページなどにも同じものを掲載するものです。取扱いについて、特に委員の皆様をお願いする点はありません。
委員	分かりました。
庶務課長	慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上で審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。
議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。	
年 月 日	
議 長 の 署 名	